

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【公開番号】特開2017-90023(P2017-90023A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2015-224839(P2015-224839)

【国際特許分類】

F 2 5 B 39/04 (2006.01)

F 2 8 F 9/02 (2006.01)

【F I】

F 2 5 B 39/04 S

F 2 8 F 9/02 3 0 1 D

F 2 5 B 39/04 Y

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 4】

受液タンク(51)内に配置された冷媒流通部材(270)における実施形態1のコンデンサ(1)の冷媒流通部材(27)との相違点は全体が同径の円筒状であることであり、上端が開口するとともに下端が閉鎖されており、その内部に第2空間(67)と第3空間(68)を通じさせる冷媒通過路(28)が設けられている。さらに、上端開口からなる第1連通口(33)、第3空間(68)内に存在する部分に形成されかつ冷媒通過路(28)内と第3空間(68)とを通じさせる第2連通口(34)およびフィルタ(35)を有している。また、冷媒流通部材(270)は、上下方向の全長が第1空間(66)の上下方向の全長と等しくかつ第1空間(66)内に存在する周壁部分(30)を有しており、周壁部分(30)の下部に、周方向に長く、かつ第1空間(66)と冷媒通過路(28)とを通じさせるとともに第1空間(66)内に流入した冷媒の一部を冷媒通過路(28)内に流入させる貫通状の流入口(36)が周方向に間隔を置いて複数設けられている。実施形態1のコンデンサ(1)と同様に、流入口(36)の上端は、連通部材(23)の連通路(24)の第1空間(66)側の開口における上下方向の中心(0)よりも下方に設けられていることが好ましい。また、流入口(36)の上端は、連通部材(23)の連通路(24)の第1空間(66)側の開口における上下方向の中心(0)と、仕切部材(26)の上下方向の中心(P)とを結ぶ仮想垂直線(V)の中点(H)を通る仮想水平面よりも下方に位置していることが望ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

